

岩手県医療局管理規程第 1 号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

岩手県医療局長 小 原 重 幸

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前

(病院の組織)

第 3 条 病院に、次の表に掲げるところにより、部、センター、室及び科を置く。

(1) [略]

(2) 中央病院以外の病院

部又はセンター	室	科
[略]		
	[略]	
	地域生活支援連携室（南光病院に限る。）	[略]
	診療情報管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に限る。）	
[略]		

2 ～ 4 [略]

(病院の分掌事務)

第 4 条 [略]

2 ～ 23 [略]

24 [略]

25 [略]

26 [略]

(職)

第 5 条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分		職	職 務
本庁	[略]		

改正後

(病院の組織)

第 3 条 病院に、次の表に掲げるところにより、部、センター、室及び科を置く。

(1) [略]

(2) 中央病院以外の病院

部又はセンター	室	科
[略]		
	[略]	
	地域生活支援連携室（南光病院に限る。）	[略]
	<u>在宅医療支援室（一戸病院に限る。）</u>	
	診療情報管理室（宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、中部病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に限る。）	
[略]		

2 ～ 4 [略]

(病院の分掌事務)

第 4 条 [略]

2 ～ 23 [略]

24 在宅医療支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

訪問診療及び訪問看護に関すること。

25 [略]

26 [略]

27 [略]

(職)

第 5 条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分		職	職 務
本庁	[略]		

	[略]		[略]
	医事企画課	[略]	
		<u>システム担当</u>	
		<u>課長</u>	
	[略]		
[略]			
病院	[略]		
	診療所	[略]	
	<u>薬剤科</u>	<u>科長</u>	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、科の事務を掌理する。</u>
	看護科	[略]	
	[略]		

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分		職	職 務
本庁	課及び室	特命参事	[略]
		企画指導監	[略]
		[略]	
	[略]		
病院	[略]		
	医療研修室、医療安全管理室、地域医療福祉連携室、地域生活支援連携室、診療情報管理室及び医師事務支援室	[略]	
	[略]		

	〔略〕		〔略〕
	医事企画課	〔略〕	
		<u>医療DX推進</u>	
		<u>担当課長</u>	
	〔略〕		
〔略〕			
病院	〔略〕		
	診療所	〔略〕	
	看護科	〔略〕	
	〔略〕		

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分		職	職 務
本庁	課及び室	特命参事	[略]
		技術特命参事	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課又は室の技術に関する事務で特に命ぜられた事務を掌理する。</u>
		企画指導監	[略]
		[略]	
	[略]		
	病院	[略]	
	医療研修室、医療安全管理室、地域医療福祉連携室、地域生活支援連携室、在宅医療支援室、診療情報管理室及び医師事務支援室	[略]	
	[略]		

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="209 134 344 376"> 栄養管理科、臨床心理科及び診療科等 </td> <td data-bbox="344 134 767 376"> [略] </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="209 376 767 427"> [略] </td></tr> <tr> <td data-bbox="209 427 344 524"> <u>薬剤科</u>及び 栄養管理科 </td> <td data-bbox="344 427 767 524"> [略] </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="209 524 767 573"> [略] </td></tr> </table>	栄養管理科、臨床心理科及び診療科等	[略]	[略]		<u>薬剤科</u> 及び 栄養管理科	[略]	[略]		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="895 134 1031 376"> 栄養管理科、臨床心理科、<u>薬剤科</u>及び診療科等 </td> <td data-bbox="1031 134 1453 376"> [略] </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="895 376 1453 427"> [略] </td></tr> <tr> <td data-bbox="895 427 1031 524"> 栄養管理科及び<u>薬剤科</u> </td> <td data-bbox="1031 427 1453 524"> [略] </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="895 524 1453 573"> [略] </td></tr> </table>	栄養管理科、臨床心理科、 <u>薬剤科</u> 及び診療科等	[略]	[略]		栄養管理科及び <u>薬剤科</u>	[略]	[略]	
栄養管理科、臨床心理科及び診療科等	[略]																
[略]																	
<u>薬剤科</u> 及び 栄養管理科	[略]																
[略]																	
栄養管理科、臨床心理科、 <u>薬剤科</u> 及び診療科等	[略]																
[略]																	
栄養管理科及び <u>薬剤科</u>	[略]																
[略]																	
3～11 [略]	3～11 [略]																
12 第8項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。	12 第8項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="145 719 655 1821"> 診療放射線技師長、副診療放射線技師長、特任診療放射線技師及び主査診療放射線技師を置かない放射線技術科の主任診療放射線技師、臨床検査技師長、副臨床検査技師長、特任臨床検査技師及び主査臨床検査技師を置かない臨床検査技術科の主任臨床検査技師、リハビリテーション技師長、副リハビリテーション技師長、特任理学療法士、特任作業療法士、特任言語聴覚士、特任理療士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査言語聴覚士及び主査理療士を置かないリハビリテーション技術科の主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士又は主任理療士で、あらかじめ指名するもの、臨床工学技師長、特任臨床工学技士及び主査臨床工学技士を置かない臨床工学技術科の主任臨床工学技士、栄養管理科長、栄養管理科次長、特任管理栄養士及び主査管理栄養士を置かない栄養管理科の主任管理栄養士並びに臨床心理科長、特任公認心理師及び主査公認心理師を置かない臨床心理科の主任公認心理師 </td> <td data-bbox="655 719 767 1821"> [略] </td> </tr> </table>	診療放射線技師長、副診療放射線技師長、特任診療放射線技師及び主査診療放射線技師を置かない放射線技術科の主任診療放射線技師、臨床検査技師長、副臨床検査技師長、特任臨床検査技師及び主査臨床検査技師を置かない臨床検査技術科の主任臨床検査技師、リハビリテーション技師長、副リハビリテーション技師長、特任理学療法士、特任作業療法士、特任言語聴覚士、特任理療士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査言語聴覚士及び主査理療士を置かないリハビリテーション技術科の主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士又は主任理療士で、あらかじめ指名するもの、臨床工学技師長、特任臨床工学技士及び主査臨床工学技士を置かない臨床工学技術科の主任臨床工学技士、栄養管理科長、栄養管理科次長、特任管理栄養士及び主査管理栄養士を置かない栄養管理科の主任管理栄養士並びに臨床心理科長、特任公認心理師及び主査公認心理師を置かない臨床心理科の主任公認心理師	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="831 719 1342 1821"> <u>薬剤科長、薬剤科次長、特任薬剤師及び主査薬剤師を置かない薬剤科の主任薬剤師</u>、診療放射線技師長、副診療放射線技師長、特任診療放射線技師及び主査診療放射線技師を置かない放射線技術科の主任診療放射線技師、臨床検査技師長、副臨床検査技師長、特任臨床検査技師及び主査臨床検査技師を置かない臨床検査技術科の主任臨床検査技師、リハビリテーション技師長、副リハビリテーション技師長、特任理学療法士、特任作業療法士、特任言語聴覚士、特任理療士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査言語聴覚士及び主査理療士を置かないリハビリテーション技術科の主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士又は主任理療士で、あらかじめ指名するもの、臨床工学技師長、特任臨床工学技士及び主査臨床工学技士を置かない臨床工学技術科の主任臨床工学技士、栄養管理科長、栄養管理科次長、特任管理栄養士及び主査管理栄養士を置かない栄養管理科の主任管理栄養士並びに臨床心理科長、特任公認心理師及び主査公認心理師を置かない臨床心理科の主任公認心理師 </td> <td data-bbox="1342 719 1453 1821"> [略] </td> </tr> </table>	<u>薬剤科長、薬剤科次長、特任薬剤師及び主査薬剤師を置かない薬剤科の主任薬剤師</u> 、診療放射線技師長、副診療放射線技師長、特任診療放射線技師及び主査診療放射線技師を置かない放射線技術科の主任診療放射線技師、臨床検査技師長、副臨床検査技師長、特任臨床検査技師及び主査臨床検査技師を置かない臨床検査技術科の主任臨床検査技師、リハビリテーション技師長、副リハビリテーション技師長、特任理学療法士、特任作業療法士、特任言語聴覚士、特任理療士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査言語聴覚士及び主査理療士を置かないリハビリテーション技術科の主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士又は主任理療士で、あらかじめ指名するもの、臨床工学技師長、特任臨床工学技士及び主査臨床工学技士を置かない臨床工学技術科の主任臨床工学技士、栄養管理科長、栄養管理科次長、特任管理栄養士及び主査管理栄養士を置かない栄養管理科の主任管理栄養士並びに臨床心理科長、特任公認心理師及び主査公認心理師を置かない臨床心理科の主任公認心理師	[略]												
診療放射線技師長、副診療放射線技師長、特任診療放射線技師及び主査診療放射線技師を置かない放射線技術科の主任診療放射線技師、臨床検査技師長、副臨床検査技師長、特任臨床検査技師及び主査臨床検査技師を置かない臨床検査技術科の主任臨床検査技師、リハビリテーション技師長、副リハビリテーション技師長、特任理学療法士、特任作業療法士、特任言語聴覚士、特任理療士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査言語聴覚士及び主査理療士を置かないリハビリテーション技術科の主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士又は主任理療士で、あらかじめ指名するもの、臨床工学技師長、特任臨床工学技士及び主査臨床工学技士を置かない臨床工学技術科の主任臨床工学技士、栄養管理科長、栄養管理科次長、特任管理栄養士及び主査管理栄養士を置かない栄養管理科の主任管理栄養士並びに臨床心理科長、特任公認心理師及び主査公認心理師を置かない臨床心理科の主任公認心理師	[略]																
<u>薬剤科長、薬剤科次長、特任薬剤師及び主査薬剤師を置かない薬剤科の主任薬剤師</u> 、診療放射線技師長、副診療放射線技師長、特任診療放射線技師及び主査診療放射線技師を置かない放射線技術科の主任診療放射線技師、臨床検査技師長、副臨床検査技師長、特任臨床検査技師及び主査臨床検査技師を置かない臨床検査技術科の主任臨床検査技師、リハビリテーション技師長、副リハビリテーション技師長、特任理学療法士、特任作業療法士、特任言語聴覚士、特任理療士、主査理学療法士、主査作業療法士、主査言語聴覚士及び主査理療士を置かないリハビリテーション技術科の主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士又は主任理療士で、あらかじめ指名するもの、臨床工学技師長、特任臨床工学技士及び主査臨床工学技士を置かない臨床工学技術科の主任臨床工学技士、栄養管理科長、栄養管理科次長、特任管理栄養士及び主査管理栄養士を置かない栄養管理科の主任管理栄養士並びに臨床心理科長、特任公認心理師及び主査公認心理師を置かない臨床心理科の主任公認心理師	[略]																
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

附 則

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(病院の長委任事項) 第2条 病院の所掌に係る事務に関し、当該病院の長に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）<u>第4条第25項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院の長にあっては、第3号から第5号まで及び第14号に掲げるものを除く。 (1) [略] (2) 利用料、使用料、手数料、固定資産及び不用品の売払代金その他の収入金を徴収すること。ただし、組織規程<u>第4条第25項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院の長にあっては、診療契約に係る利用料等（別に定めるものを除く。）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の規定に基づき控除することとされているもの（以下「診療契約利用料等」という。）の徴収を除く。 (3) 診療契約の締結に関すること。ただし、契約内容が他の病院（組織規程<u>第4条第25項第24号</u>の表の左欄に掲げる病院（以下「特定病院」という。）にあっては、同一の病院群（当該特定病院及び同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院をいう。以下同じ。）を構成する病院を除く。）に及ばないものに限る。 (4)～(22) [略] 2 特定病院の長に委任する事項は、前項各号に掲げるもののほか、組織規程<u>第4条第25項第24号</u>の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院に係る次に掲げる事項並びに前項第4号、第5号及び第14号に掲げる事項とする。 (1)・(2) [略] 3 [略] (企業出納員委任事項) 第4条 企業出納員に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 本庁、当該病院又は当該病院附属診療所に係る収納、支払その他これに附帯する会計事務。ただし、組織規程<u>第4条第25項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院にあっては、当該病院に係る収納（診療契約利用料等に係るものを除く。）その他これに附帯するものに限る。 (2) [略] 2 特定病院の企業出納員に委任する事項は、前項各号に掲げるもののほか、組織規程<u>第4条第25項第24号</u>の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院に係る収納（診療	(病院の長委任事項) 第2条 病院の所掌に係る事務に関し、当該病院の長に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）<u>第4条第26項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院の長にあっては、第3号から第5号まで及び第14号に掲げるものを除く。 (1) [略] (2) 利用料、使用料、手数料、固定資産及び不用品の売払代金その他の収入金を徴収すること。ただし、組織規程<u>第4条第26項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院の長にあっては、診療契約に係る利用料等（別に定めるものを除く。）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の規定に基づき控除することとされているもの（以下「診療契約利用料等」という。）の徴収を除く。 (3) 診療契約の締結に関すること。ただし、契約内容が他の病院（組織規程<u>第4条第26項第24号</u>の表の左欄に掲げる病院（以下「特定病院」という。）にあっては、同一の病院群（当該特定病院及び同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院をいう。以下同じ。）を構成する病院を除く。）に及ばないものに限る。 (4)～(22) [略] 2 特定病院の長に委任する事項は、前項各号に掲げるもののほか、組織規程<u>第4条第26項第24号</u>の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院に係る次に掲げる事項並びに前項第4号、第5号及び第14号に掲げる事項とする。 (1)・(2) [略] 3 [略] (企業出納員委任事項) 第4条 企業出納員に委任する事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 本庁、当該病院又は当該病院附属診療所に係る収納、支払その他これに附帯する会計事務。ただし、組織規程<u>第4条第26項第24号</u>の表の右欄に掲げる病院にあっては、当該病院に係る収納（診療契約利用料等に係るものを除く。）その他これに附帯するものに限る。 (2) [略] 2 特定病院の企業出納員に委任する事項は、前項各号に掲げるもののほか、組織規程<u>第4条第26項第24号</u>の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院に係る収納（診療

契約利用料等に係るものに限る。）、支払その他これに附帯する会計事務とする。 3・4　　[略]	契約利用料等に係るものに限る。）、支払その他これに附帯する会計事務とする。 3・4　　[略]
備考　改正部分は、下線の部分である。	